

# 日本人学校施設利用規程

## (目的)

第一条 この規程は、ヨハネスブルグ日本人学校（以下「学校」という。）の施設を利用する際の基準について定める。

## (利用上のきまり)

第二条 利用者は、施設の利用について次の各号に定める事柄に則り、利用しなければならない。

- (1) 団体での利用については、事前に施設利用届けを提出すること。
- (2) 学校施設利用を申請できるのは、20歳以上に限ること。
- (3) 利用したい日程が重なった場合は、届け出順となること。
- (4) 利用時間は、準備および片付けに要する時間を含むこと。
- (5) 利用終了後は、必ず原状復帰をすること。
- (6) 利用中に出了たゴミは、各自で持ち帰ること。
- (7) 未成年が利用する場合、20歳以上の保護者が責任をもって監督すること。
- (8) 利用中の事故については、学校は一切責任を負わないこと。
- (9) 各施設の使用に際して、建物および付属設備等に損害を生じさせたときは、速やかに学校責任者に報告すること。またその際、損害相当額の賠償を求められることがあること。

## (禁止事項)

第三条 利用者は、次の各号について行ってはならない。

- (1) 土足での体育館の利用。
- (2) 床を傷つける恐れのある靴（革靴、ヒール等）での体育館の利用。
- (3) コートを傷つける恐れのある靴（革靴、ヒール等）でのテニスコートの利用。
- (4) 施設内での喫煙。
- (5) 体育館内での食事。
- (6) ジェネレーターの使用

## (使用料を支払う団体)

第四条 利用者は、次の各号に当てはまる場合は、使用料を支払う。最終的には学校長が判断する。

- (1) 日本人や日本人会の団体ではないこと。
- (2) 代表者が外国人であること。
- (3) 営利目的であること

## (使用料について)

第五条 使用料を支払う必要のある団体は、次の各号の定める事柄に則り、支払いをする。

- (1) 30分60ランド。
- (2) 学校内の全ての施設において、使用料は発生すること。

- (3) 事前に申請していた利用時間の料金を支払うこと。
- (4) 支払いは使用した月の次月の始め一週間以内に行うこと。
- (5) 支払いは月毎に行うこと。

(申請をキャンセルする場合)

第六条 施設利用を申請した後にキャンセルする場合は、次の各号の定める事柄に則って行う。

- (1) 使用料を支払わない団体については、キャンセルがわかり次第、担当者へ連絡すること。
- (2) 使用料を支払う団体については、前日までにキャンセルした場合、料金は発生しない。当日キャンセルする場合は、申請時の料金を支払うこと。

(令和2年4月1日施行)